外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である申侊祿が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十八日

東京都千代田区九段南四丁目五番一四号芦川ビル三階

日本における代表者　申　侊祿

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤雄一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十八日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社ケイシーシー

日本における代表者　伊藤　雄一

限定承認公告

本籍北海道美唄市字美唄一二三〇番地、最後の住所北海道美唄市西三条南三丁目八番四号

被相続人　亡　高橋　榮一

右被相続人は平成二十四年一月六日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十四日札幌家庭裁判所岩見沢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

北海道美唄市西三条南三丁目八番四号

相続財産管理人　高橋　和子

北海道岩見沢市五条西三丁目二番地カギヤビル五階進成法律事務所

代理人　弁護士　近藤明日子

限定承認公告

本籍京都市伏見区日野西川頬二四番地一八、最後の住所京都市伏見区日野西川頬二四番地の一八

被相続人　亡　池田　友子

右被相続人は平成二十三年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十八日

大阪府大東市北条五丁目九―六五

限定承認者　神矢　和明

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併によりいちごリートマネジメント株式会社（住所東京都千代田区内幸町一丁目一番一号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年七月一日です。

平成二十四年五月二十八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

いちご不動産投資顧問株式会社

代表取締役　内藤　卓已

金融商品取引業者の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月二十八日をもって第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月二十八日

東京都港区赤坂一丁目七番一号

タッチストーン・キャピタル証券株式会社

代表取締役　賣間　正人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一一〇条に基づき優先資本金の額を金二億八千九百二十万円減少して金五十七億一千八十万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十四年四月二十四日付官報の号外第九十四号五十三頁に掲載されています。

平成二十四年五月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千百五十万円（但し、A号優先出資については金二千九十万円、B号優先出資については金二千六十万円）減少し、金二十三億六千四百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000261/5wls/

平成二十四年五月二十八日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・フォー・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千九百五十五万円（但し、A号優先出資については金千九百九十万円、B号優先出資については金千九百六十五万円）減少し、金二十九億四千百十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000264/hfgv/

平成二十四年五月二十八日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・セブン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき優先資本金の額を三億五千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年八月八日付官報の号外第一七二号八十八頁に掲載されています。

平成二十四年五月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

シャイニング・ノヴァ第4号特定目的会社

取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十四年五月十一日（号外第百四号）掲載の神戸地方裁判所姫路支部に係る平成二十三年（フ）第一七二号破産手続廃止及び免責許可決定は取消します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
九六ページ	一	一二～一三	一二三七～二九	払戻しの日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額
			（原稿誤り）	（原稿誤り）
			同日（同号外）公布総務省・文部科学省告示第百四十七号（独立行政法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令）	
	二	一九～二四	二五四一七～一九	払戻しの日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額
		二六～二七	二七一二四～二六	
		二九～三〇	三二〇～二二	
			同日（同号外）公布総務省・文部科学省告示第一号（独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件）	
			（原稿誤り）	
			六二二三～四	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額
			同日（同号外）文部科学省告示第百五十号（文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件）	
			（原稿誤り）	
			六六一一二〇～二一	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十八日付第一一五号

月十三日付衆会第一五号二

九六ページ●同日付政府調達第九九号二四ページ●四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）